

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第13回 民法 テキスト補助

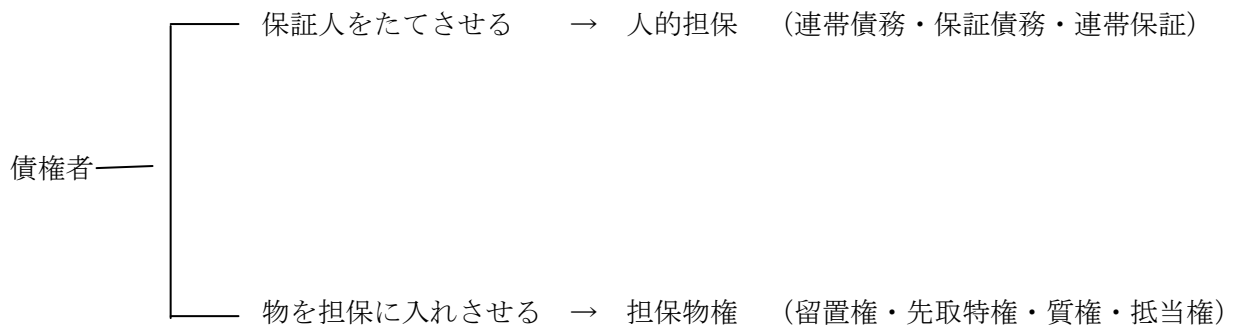
本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

【物的担保と人的担保】



3. 連帯債務

(1) 連帯債務の意義

基本は分割債務だが、更に債権の回収を確実にするために、特約を付けたものを連帯債務という。



各人が全額弁済の義務を負う。

(2) 債権者の権利

- ① 債権者は、連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全員に対して、債務の全部又は一部の履行を請求することができる。(432条)
- ② 連帯債務者の全員又は一部の者が破産手続開始の決定を受けた場合には、債権者はその債権の全額について、各破産財団の配当に加入する事ができる。(441条)

(3) (4) 連帯債務者の一人について生じた事由の効力

- ① 原則：相対的効力 連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に影響を与えない。(433条・440条)
- ② 例外：絶対的効力 連帯債務者の一人について生じた事由が、他の連帯債務者の債務に影響を与える。場合がある。(434条～439条)

けんちゃんの参考資料

【試験対策上のまとめ】

次の事由に絶対効がある

代物弁済・弁済・供託・請求・相殺・免除・時効・混同・更改・

そして、相殺・免除・時効は、負担部分についてだけ絶対効がある。

4. 保証債務

(1) 保証債務の意義

- ① 保証債務とは、主債務者が債務を履行しない時に、その債務を主債務者に代わって履行する責任を負う債務の事。

④ 保証人の資格

債権者が保証人を指名する時→ 誰でもよい（制限行為能力者でも構わない）

債務者が保証人を指名する時→ ① 行為能力を有する者

② 弁済資力のある者 の条件を備えている者。

(2) 保証債務の性質

①付従性 ②随伴性 ③補充性 ④分別の利益 ⑤抗弁権 がある。

① 付従性

- (a) 原則：主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する。

例外：主たる債務者に行為能力の制限があることを保証人が知っていた時には、

主たる債務が取り消されても、同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定される。

- (d) 保証債務不履行の時の損害賠償額は、主債務より高くできる。

③ 補充性

(a) 催告の抗弁権

(b) 検索の抗弁権

債権者が強制執行してきた場合、保証人は、主たる債務者に弁済の資力があり、容易に執行できる財産がある事を証明して、まず主たる債務者の財産に対して強制執行するように求める事が出来る。

(3) 主たる債務者について生じた事由の保証人への効力

連帯債務の場合と異なり、「承認」「強制執行」による時効中断も保証人に効力が及ぶ。

(連帯債務で絶対効あるのは「履行の請求」だけだったでしょ！ああん、忘れないでね♪)

さらに、連帯債務の場合と異なり、保証人は反対債権の全額まで相殺することができる。

(連帯債務では「負担部分についてのみ相殺を援用できる」だけだったでしょ！ああん、比較して覚えてね♪)

けんちゃんの参考資料

【連帯債務と保証債務と連帯保証との比較】

連帯債務では債権者は連帯債務者の誰に対しても全額請求できた。

しかし保証債務では債権者は主債務者にしか請求できない。保証人は主債務者が履行しない時にだけ履行義務を負う。なぜなら保証人には補充性があるからだ。

これでは債権者は面倒でかなわんから連帯保証という特約を付けるのさ。あぁ こりゃこりゃ

5. 連帯保証

連帯保証とは、「保証契約」において、特に「連帯」である旨の特約を付ける事で成立する。

(1) 債権者・連帯保証人間の効力

- ① 付従性はある
- ② 補充性がない
 - (a) 連帯保証人は催告の抗弁権を持たない
 - (b) 連帯保証人は検索の抗弁権を持たない
- ③ 分別の利益がない

(2) 主たる債務者・連帯保証人間の効力

- ① 主たる債務者について生じた事由の連帯保証人への効力
通常の保証と同様に、全て連帯保証人に及ぶ
- ② 連帯保証人について生じた事由の主たる債務者への効力
連帯債務に関する規定（434条～440条）のうち以下2条が準用される
 - ・ 連帯保証人に対する「請求」は、主たる債務者に対しても効力が生じる。
 - ・ 連帯保証人に「混同」が生じた場合、弁済とみなされる

注意

連帯保証は、連帯債務に関する規定（434条～440条）が準用される。（458条）

しかし、連帯保証人には負担部分がない。

よって、「連帯保証人が反対債権を持っている時の相殺」「免除」「時効」の条文の適用はない。

↓

例：連帯保証人が債権者に対して反対債権を持っていたとしても、主たる債務者はその反対債権をもって相殺はできない。

第2章 契約総論

1 契約の意義と分類

2. 契約の分類

(2) 諾成契約と要物契約

典型契約の多くは諾成契約であり、要物契約の例はさほど多くはない。

要物契約の例としては、消費貸借契約・使用貸借契約・寄託契約・(代物弁済)・(質権設定契約)

(3) 双務契約と片務契約

双務契約とは契約の当事者の双方が対価を支払う義務を負う契約を言い、片方だけが義務を負う契約を片務契約と言う。

この場合の対価とはお金だけとは限らない。例えば「仕事をする」と言うのも対価の支払いになる。

けんちゃんの参考資料

【双務・片務と区別する実益】

双務契約とは売買のように当事者の双方が互いに対価(報酬)となる債務を発生させる契約である。

これに対して、贈与のように契約当事者の一方が他方に対して債務を負い、他方が債務を負わない契約を片務契約という。

双務契約から発生した債権債務は、

(i) 成立上の牽連関係 (ii) 履行上の牽連関係 (iii) 消滅上の牽連関係 がある。

すなわち、双務契約と片務契約とを区別する実益はこの3つにあるといえる。

(i) 成立上の牽連関係とは、契約締結前に一方の債務の履行が不能となって成立しない時には(原始的不能)、他方の債務もそれによって成立しない(無効)という事をいう。

(ii) 履行上の牽連関係とは、双務契約の債務の一方が履行されない間は他方も履行しなくて良い。という関係で、この牽連関係を保障する制度として「同時履行の抗弁権」がある。

(iii) 消滅上の牽連関係とは、双務契約の債務の一方が、責めに帰すべからざる事由により不能となり消滅した場合に、他方の債務も消滅するという関係を指す。これを保障する制度として「危険負担」がある。

(4) 有償契約と無償契約

売買契約は有償契約の典型であり、有償契約には売買契約の規定が準用される。

けんちゃんの参考資料

【双務・片務と有償・無償との関係】

	有償契約	無償契約
双務契約	売買・交換・賃貸・雇用・請負・有償委任・有償寄託・組合・和解	
片務契約	利息付消費貸借	贈与・使用貸借・無償委任・無償寄託・無利息消費貸借

双務契約は全て有償契約である。しかし、有償契約が全て双務契約となるわけではない。

たとえば、利息付消費貸借契約は、有償・片務契約である。

2 契約の成立

1. 契約の成立

けんちゃんの参考資料

契約が成立するには、「契約を成立させる目的を持った意思表示の合致」であり書面の存否ではない。

逆に契約書があったからと言って「契約を成立させる目的を持った意思表示の合致」がなければ、契約の成立は認められない。

裁判になった時は、契約が成立していると主張する側が意思表示の合致があった事を立証しないかん。

2. 隔地者間の契約

(2) 申込みの撤回

① 承諾の期間を定めた場合 (いついつまでに返事をくれ。と申込書に書いてあった場合)

その期間内は申込みの撤回はできない。(言い換えれば、期間が過ぎれば撤回できる)

② 承諾の期間を定めなかった場合 (返事はいつでもいいよ。と申込書に書いてあった場合)

相当な期間は申込みの撤回はできない。(言い換えれば、相当な期間が経過すれば撤回できる)